省　令

○総務省令第九号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十四年二月十七日

総務大臣　川端　達夫

地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令

平成二十三年十一月からの降雪により被害を受けた北海道夕張市、岩見沢市、留萌市、稚内市、美唄市、三笠市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、松前町、福島町、知内町、木古内町、奥尻町、黒松内町、仁木町、赤井川村、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、小平町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、厚真町、安平町、むかわ町、音更町、上士幌町、池田町、足寄町、浦幌町、鶴居村、白糠町、中標津町、標津町及び羅臼町、青森県青森市、弘前市、五所川原市、むつ市、つがる市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、板柳町、鶴田町、中泊町、横浜町及び東通村、秋田県秋田市、能代市、大館市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村、山形県山形市、鶴岡市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、朝日町、大江町、大石田町、舟形町、鮭川村、小国町、飯豊町及び庄内町、福島県桑折町及び国見町、群馬県沼田市、川場村、昭和村及びみなかみ町、新潟県長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、上越市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村及び関川村、富山県魚津市及び滑川市、福井県池田町及び南越前町、長野県中野市、飯山市、小谷村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町及び栄村、滋賀県長浜市及び高島市、鳥取県大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町、島根県奥出雲町並びに岡山県真庭市及び新庄村については、当該被害の程度を考慮して総務大臣が定める額を同年二月において交付し、平成二十四年三月において交付すべき額から当該額を控除した額を同月において交付する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、並びに工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項並びに工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定に基づき、並びに工場立地法を実施するため、工場立地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月十七日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

工場立地法施行規則の一部を改正する省令

大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「当該特定工場が指定都市内に設置されている」を「当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する」に、「指定都市の長」を「市長」に改める。

第十二条中「特定工場が指定都市内に設置されている」を「特定工場の設置の場所が市の区域に属する」に、「、指定都市」を「、市」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○防衛省令第一号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月十七日

防衛大臣　田中　直紀

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第十三号中「隊員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、隊員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、隊員が」に改め、同号に次のように加える。

イ　隊員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該隊員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ　隊員及び当該隊員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該隊員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第四十九条第一項第十五号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省、経済産業省告示第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、総務省から交付する平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十四年二月十七日

総務大臣　川端　達夫
経済産業大臣　枝野　幸男

災害対応に資するネットワーク・ロボット技術の研究開発に係る委託費及び情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発に係る委託費

○法務省告示第五十七号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十四年二月十七日

法務大臣　小川　敏夫

登記所の事務	指定の効力が生ずる日
さいたま地方法務局越谷支局	平成二十四年三月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図面、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
さいたま地方法務局草加出張所	平成二十四年三月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図面、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
千葉地方法務局	平成二十四年三月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図面、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
千葉地方法務局船橋支局	平成二十四年三月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図面、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	